自動車リサイクル法
登録手続きマニュアル
(引取業)

松山市環境部
廃棄物対策課

令和7年12月

引取業に係る登録手続きについて

1. 申請書の提出先

〒790－8571　松山市二番町4丁目7番地2　別館4階　松山市廃棄物対策課(別館4階)
TEL:089－948－6914　FAX:089－934－1928

2. 申請書の提出部数

1部
※申請書は返却しません。副本に受付印が必要な方は、副本をご持参ください。

3. 申請手数料

新規登録…4,000円　　更新登録…3,000円

4. 申請に当たって

窓口で申請書を提出する場合、**押印は不要**ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。(申請者の押印がある場合は、窓口に来る方の本人確認は行いません。)
(詳細は、**別紙「押印の廃止について(お知らせ)」**を確認してください。)

(1)有効な許可証等の原本
(2)窓口に来る方が会社等の従業員である場合、**①運転免許証等**及び**②資格確認書・資格情報のお知らせ**（雇用主（申請者）の名前が記載されているもの）の2点。
会社等の代表者・個人事業主本人の場合は①のみで可。
※上記書類等で本人確認できない場合は、松山市から事業所へ電話し確認を行う場合があります。

5. 手続きについて

- 更新登録の場合は、有効期限の2ヶ月前から受付をしています。
- 法定書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
- 担当者不在の場合があるため、市役所に来られる前に事前に電話連絡をお願いします。
- 当マニュアルに記載した書類だけで審査ができない場合には、別途確認資料を提出していただく場合があります。

6. 登録期限と更新手続き

登録の有効期間は5年間です。その後も業務を継続する場合には、登録更新手続きが必要です。期限までに更新手続きがなされない場合は、登録は自動的に失効します。
※松山市から期限が切れる旨の連絡・通知は行いません。ご注意ください。

7. 登録内容変更時の手続き

氏名、住所、法人の名称、法人の代表者、事業所の名称、事業所の所在地、法人の役員等に変更があった場合および事業所の追加・廃止があった場合等は変更届を、事業の全部を廃止したときは廃業届を、該当した日から**30日以内**に松山市に提出する必要があります。別途変更(廃業)届出マニュアルに従い、手続きを行ってください。

8. 自動車リサイクルシステムでの手続き

＜新規登録時＞

登録を受け登録通知書が交付された後、「自動車リサイクルシステム」への事業者登録が必要です。

＜登録更新時＞

松山市へ登録更新申請を行った後、自動車リサイクルシステム上で手続きが必要です。

事業者登録に関するお問合せは松山市ではなく下記へお願いします。

○自動車リサイクルシステムＨＰ

http://www.jars.gr.jp

○自動車リサイクルコンタクトセンター

電話番号:050-3786-7755

受付時間:9:00～18:00(土日祝日・年末年始等を除く)

引取業者登録申請の必要書類と留意事項

新規申請時と更新申請時に提出していただく書類は同じものです。
※更新時に省略できる書類はありません。

○印:必要書類　×印:不要

書類の名称	区分		留意事項
	法人	個人	
引取業者登録申請書	○	○	＊氏名又は名称及び住所については、住民票の写し(商業登記簿)どおりに正確に記載すること ＊松山市内の事業所の名称・所在地を記載すること ＊使用済自動車のエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかを確認する体制について記載すること(記載例参照)
住民票の写し (役員一覧でも可)	○	○	申請日の3ヶ月以内に取得したもので、**本籍地記載(マイナンバーは不記載)**のもの ＊個人:本人のもの ＊法人:役員(商業登記簿に記載されている取締役・監査役)全員分 ＊未成年者:本人のものに加えて、法定代理人のものも提出 ※国外在住の外国籍役員がいる場合は、申請前に当課に相談してください
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	×	申請日の3ヶ月以内に取得したものであること ＊申請者が法人の場合に提出すること
登記されていないことの証明書	○	○	申請日の3ヶ月以内に取得したものであること ・個人:本人のもの ・法人:役員(商業登記簿に記載されている取締役・監査役)全員分 ・未成年者:本人のものに加え、法定代理人のものも提出 ＊後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。 ＊成年被後見人、被保佐人等に該当する場合は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、医師の診断書等が必要となるため、申請前に相談すること
欠格条項不該当誓約書	○	○	＊申請者が法第45条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
フロン類の確認体制についての書類	○	○	次のいずれかを提出すること ＊確認方法を記載した書類(記載例参照) ＊自動車に搭載されているエアコンの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類(資格証の写し) ・自動車整備士 ・中古自動車査定士 ・業界団体等が行う講習の受講修了証　等

＜公的書類の取得先＞

・住　民　票　の　写　し：市役所・町村役場等
・登記されていないことの証明書：法務局(支局及び出張所を除く。)
・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)：法務局